

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次	ページ
教育委員会規則	
秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則(一四・教育庁総務課)	1
教育委員会訓令	
秋田県教育庁等許可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(三・教育庁総務課)	3

教育委員会規則

○秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則(一四・教育庁総務課)……………1

教育委員会訓令

○秋田県教育庁等許可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(三・教育庁総務課)……………3

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十四号

秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則

第一条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改める。

(秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部改正)

第二条 秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

第一条中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条」を「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)(以下「法」という。)(第一条)に、「引き受け」を「許可」に改める。

第二条の見出し中「引受け」を「公益信託」に改め、同条第一項中「公益信託の引受け」を「法第二条第一項の規定により公益信託」に改め、「公益信託引受け許可申請書(様式第一号)に」及び「の各号」を削り、「添付して、」を「添えた申請書を」に改め、同項第二号中「信託行為」の下に「内容を示す書類」を加え、同項第三号から第十号を削り、同項第二号の次に次の五号を加える。

三 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

四 受託者となるべき者及び受託者となるべき者の履歴書(委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

五 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

六 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書

七 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めのない信託にあっては、引受け後二年間)の事業計画書及び収支予算書

第二条第二項を削る。

第三条中「引受け」を「公益信託」に、「された」を「を受けた」に、「速やかに」を「遅滞なく」に、「第一項第七号」を「第三号」に、「終わった」を「終了した」に、「及び信託行為の謄本を添付して、その旨」を「添えた報告書」に、「報告」を「提出」に改める。

第四条の見出し中「等」を「及び収支予算書」に改め、同条第一項中「事業年度(信託行為に別段の定めがないときは)を「信託事務年度(信託事務年度の定めのない信託にあっては)に改め、三月三十一日まで」の下に「の間」を加え、「後三月以内

に当該事業年度の事業計画書及び収支予算書」を「前に、次に掲げる書類を添えた届出書」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該信託事務年度の事業計画書

二 当該信託事務年度の収支予算書

第四条第二項中「の事業計画書及び収支予算書」を「各号に掲げる書類の内容」に、「変更の」を「当該変更の」に、「添付して、その旨」を「添えた届出書」に、「届け出」を「提出し」に改める。

第五条の見出しを「(事業状況報告書等の提出)」に改め、同条中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、「書類を」の下に「添えた報告書を」を加え、同条第一号中「概要」を「状況」に、同条第三号中「末の」を「末における」に改め、「並びに財産の増減及びその事由を記載した書類」を削る。

第十条中「信託管理人」を「信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八十八条の規定により信託管理人」に改め、「請求書に」及び「の各号」を削り、「添付して、」を「添えた請求書を」に改め、同条第一号中「選任」を「信託管理人の選任」に改め、同条第二号中「第二項第一項第五号」を「第二項第五号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四号を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二條 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八十八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類(信託管理人の解任の請求)

第二十三條 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八十八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四條 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八十八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書

類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の理由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべきものに係る第二条第五号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十六条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十一条を削る。

第十二条の見出し中「諸」を削り、同条第一項中「この規則に別に定めるもののほか、」を削り、「の各号の一に該当するときは」を「に掲げる事項に変更があったときは」に改め、「旨を」の下に「記載した届出書を」を加え、「届け出」を「提出し」に改め、同項第一号から第四号までを削り、同項に次の二号を加える。

一 受託者又は信託管理人の氏名、住所又は職業(受託者又は信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務)

二 運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業

第十二条第二項を次のように改め、同条を第二十六条とする。

2 前項の場合において、その届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、その者に係る第二条第五号又は第六号(名称及び構成員の数を記載した書類を除く。に)掲げる書類を添えなければならない。

第十三条中「帳簿」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同条第一号中「信託行為」の下に「及びこれに附属する書類」を加え、同条第二号中「利害関係人の」を「委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の」に改め、「履歴書」の下に「(これらの者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 許可、届出等に関する書類

第十三条第五号中「収入」の下に「及び」を加え、同条第六号中「資産台帳」を「資産」に、「負債台帳」を「負債の状況を示す書類」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「信託法第六十七条及び第六十九条第一項」を「法第三条及び第四条第一項」に、「職員をして信託業務」を「職員に信託事務」に改め、同条第二項中「様式第二号」を「別記様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第十五条の見出しを「(公益信託終了の報告等)」に改め、同条第一項中「信託行為の定めるところにより公益信託終了に伴う残余財産の処分の許可を受けようとするときは、許可申請書に」を「信託が終了したときは、終了後一月以内に、」に改め、「の各号」を削り、「添付して、」を「添えた報告書を」に改め、同条第一項第四号を削り、同項第三号中「方法」を削り、同号を第四号とし、同項第二号中「財産目録」を「信託終了時における財目録」に改め、同号を第三号とし、同項第一号中「公益」を削り、「事由」を「理由」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 信託が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

第十五条第二項を次のように改め、同条を第二十九条とする。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の清算が終了した日の属する新信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第二十九条の次に次の一条を加える。

第三十条 この規則に規定する申請書、報告書、請求書又は届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請、報告、請求又は届出の年月日

二 申請者、報告者、請求者又は届出者の指名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第十六条及び第十七条を削る。

第十九条中「新受託者」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新受託者」に改め、「請求書に」及び「の各号」を削り、「添付して、」を「添えた請求書を」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改め、同条を第十五条とする。

一 受託者の任務終了の理由を記載した書類

二 新受託者となるべき者に係る第二条第四号に掲げる書類及び

就任承諾書

第十五条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理命令(信託法第六十三条第一項に規定する信託財産管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の理由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定により信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為(以下この条において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の解任請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程(平成八年秋田県教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表第四号から第十号までを次のように改める。

4	公益信託ニ関スル法律	2	1		公益信託の許可	30	"	"	
5	"	6			公益信託の信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割の許可	20	"	"	
6	"	7			公益信託の受託者の辞任の許可	20	"	"	
7	公益信託ニ関スル法律	8			公益信託の検査役の選任	20	"	"	
	信託法	46	1						
8	"	8			公益信託の受託者の解任	20	"	"	
	"	58	4						
9	"	8			公益信託の新受託者の選任	20	"	"	
	"	62	4						
10	"	8			公益信託の信託財産管理命令	20	"	"	
	"	63	1						

別表第十号の次に次の七号を加える。

10	"	8			公益信託の保存行為等の範囲を超える行為の許可	20	"	"	
2	"	66	4						
10	"	8			公益信託の信託財産管理者、信託財産法人管理人又は信託管理人(以下「信託財産管理者等」という。)	20	"	"	
3	"	57	2						
		128	2						

10 の 4	"	8			の辞任の許可	20	"	"
	"	58 128	4 2		公益信託の信託財産管理者等の解任			
10 の 5	"	8			公益信託の信託財産法人管理人命令	20	"	"
	"	74	2					
10 の 6	"	8			公益信託の新たな信託管理人の選任	20	"	"
	"	62 123 129 258	4 4 1 6					
10 の 7	"	8			公益信託の信託の終了	20	"	"
	"	165	1					
10 の 8	"	8			公益信託の信託管理人の選任	20	"	"
	"	123 258	4 6					

別表第三十六号を次のように改める。

36	削除							
----	----	--	--	--	--	--	--	--

別表第三十七号中「カ」を「教育機関の管理及び運営に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、別表第三十六号及び第三十七号の改正については、公布の日から施行する。

正 誤	
正	誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年九月二十八日(号外第十号)公布知事の所管に属す

る公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則
(原稿誤り)

三	上	二十二	吸収信託分割	新規信託分割
---	---	-----	--------	--------

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄